

【現状】 条例四十一条における捕獲等の禁止に関する適用除外の規定（施行規則第四十三条）に、生業（漁業）等や保護増殖事業実施への配慮に関する記載がない。

生業（漁業）に基づく経済活動への配慮

指定種が、漁業法の規定に基づき漁業が行われている場所に生息している可能性があることから、**混獲（捕獲）された場合を想定し、漁業活動に極力損失を与えないとともに、指定種の保護にも配慮することが必要**

適用除外に以下を追加

第四十三条 条例第四十一条第二号の規則で定めるやむを得ない理由は、次に掲げるとおりとする。

- 六 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十九条第一項の規定により免許を受けた者が、漁業を営むために必要やむを得ない範囲内で東京都希少野生動植物種の個体の捕獲等を行うことであって、捕獲等をした個体が生きている場合にあっては、漁業を営む上で支障のない範囲内で、その後直ちに当該個体を当該個体の捕獲等をした場所に放つものであること。

保護増殖事業実施への配慮

生育地で継続的に行われてきた**二次的自然の維持に必要な草刈り等の行為**は、対象種によっては**重要な保護増殖事業**に位置付けられる。しかし、現行条例のままでは個体の損傷等と見なされる可能性があり、保護増殖事業の円滑かつ継続的な実施に支障を来す。

適用除外に以下を追加

第四十三条 条例第四十一条第二号の規則で定めるやむを得ない理由は、次に掲げるとおりとする。

- 四 国の機関又は地方公共団体が捕獲等を行う場合であって次に掲げるもの
へ 条例第四十四条に規定する保護増殖事業の実施のために捕獲等を行う場合

※ 本規定の追加に伴い、現行の施行規則第四十三条第四号へは、同号ホに繰り下げる。